

第4回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日 時：平成26年7月3日（木）9時30分～

場 所：神戸市役所3号館2階 3023会議室

1. 市の条例案に対する市民意見募集について

2. 国の省令について

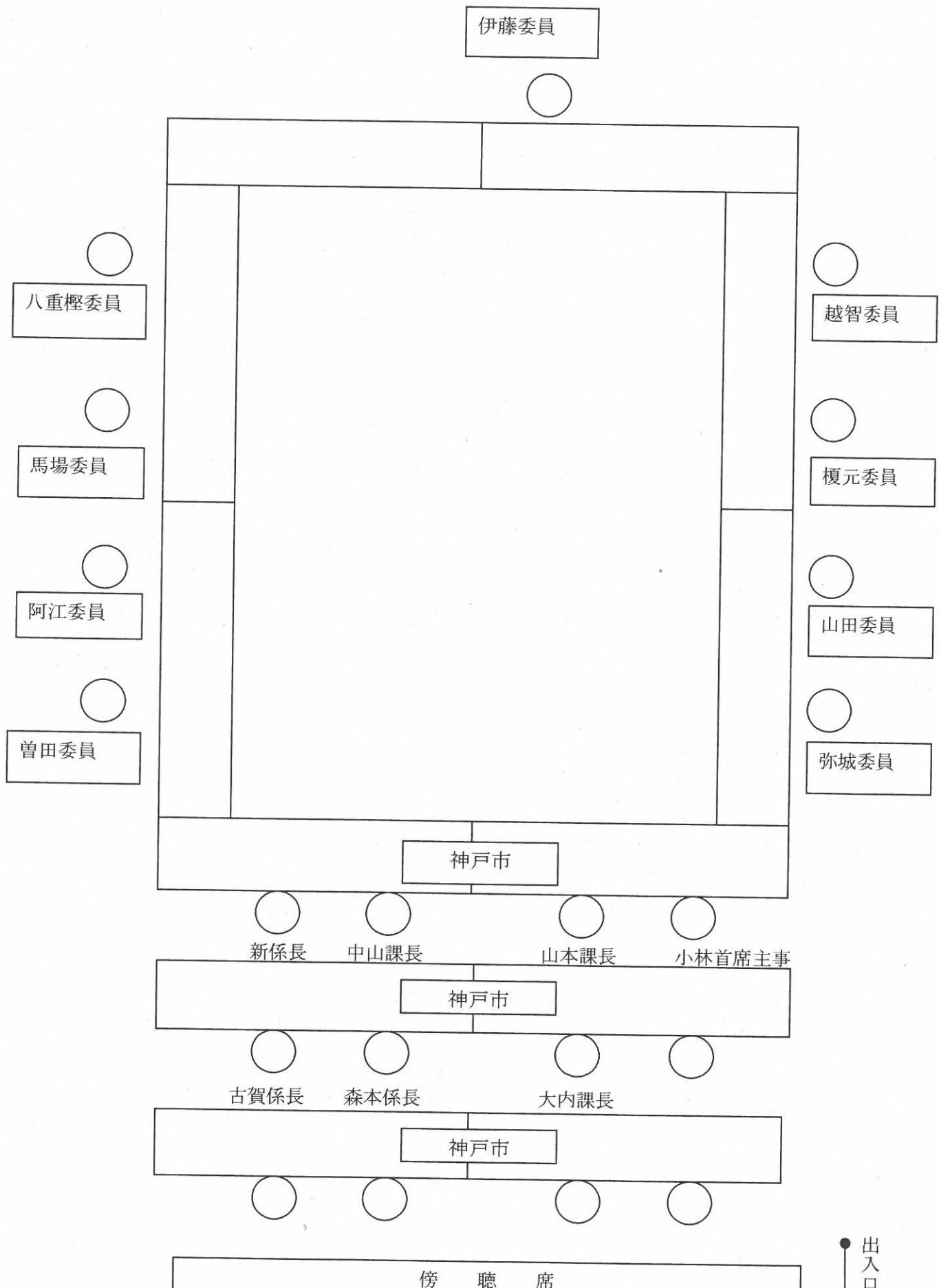
3. 市のガイドライン改訂について

4. その他

(配付資料)

- ① 座席表
- ② 委員名簿
- ③ 市民意見募集のお知らせ
- ④ 条例とガイドラインの関係について
- ⑤ ガイドライン項目案

座 席 表



神戸市放課後児童クラブ基準検討会委員

(敬称略)

学識経験を有する者（2人）

会長	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授 伊藤 篤
	福山市立大学教育学部児童教育学科	教授 八重樫 牧子

学童保育事業・学校教育に携わる者（5人）

	神戸市民間児童館協議会	馬場 一郎
	神戸市社会福祉協議会児童館	阿江 真由美
	神戸市学童保育連絡会	会長 曽田 和徳
	神戸市子ども・子育て会議 (特定非営利活動法人 S - p a c e 理事長)	委員 越智 正篤
	神戸市小学校長会	副会長 榎元 十三男

行政関係者（2人）

	こども家庭局こども企画育成部	部長 山田 恒子
	教育委員会事務局総務部	担当部長 弥城 正幸

委員 9人

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て関連3法の成立による児童福祉法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を踏まえて放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例で定めることとされました。

こども家庭局では、平成27年4月1日施行の条例の制定を予定しております。
この条例を制定するにあたり、市民の皆さんのご意見を募集します。

条例の概要

条例は、厚生労働省令を参照して制定しますが、地域の実情に応じた自治体独自の基準を条例に盛り込むことが可能です。

制定を予定している条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

条例で定める基準が参考する厚生労働省令は、以下のとおりです。

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(別紙①)

厚生労働省令に定められている基準の考え方

条例で基準を定めるにあたり参考しようとする厚生労働省令の基準は、条例への拘束力の違いによって2種類に区分されます。

- 基準についての考え方(別紙②)

神戸市独自の基準

厚生労働省令に加えて条例に盛り込もうと検討している基準は、次のとおりです。

- 暴力団の排除
- 運営規程
- 各項目についての個別の検討(別紙③)

募集期間

平成26年6月23日(月曜)から平成26年7月22日(火曜)まで

資料の閲覧及び配布場所

こども家庭局こども企画育成部こども青少年課(市役所1号館3階)
市政情報室(市役所2号館2階)
各区役所まちづくり推進部まちづくり推進課又はまちづくり課、須磨区役所北須磨支所、北区
役所北神出張所及び西区役所西神中央出張所

意見の提出方法

- ・書式は自由です。
- ・次のいずれかの方法により、こども家庭局こども企画育成部こども青少年課へ提出してください。
- ・平成26年7月22日(火曜)必着とさせていただきます。

(1)郵送の場合

〒650-8570(住所の記入は不要)

神戸市こども家庭局こども企画育成部こども青少年課 意見提出担当 宛

(2)ファックスの場合

078-322-6043

(3)持参の場合

こども家庭局こども企画育成部こども青少年課(市役所1号館3階)

(受付は平日の8時45分から12時まで、13時から17時30分までの間)

(4)電子メールの場合

アドレス:kosodate_seisyonen@office.city.kobe.lg.jp

- ・件名に「意見提出」と記載してください。
- ・コンピューターウィルスへの感染を防止するため、添付ファイルを使用せず、本文にテキスト形式で入力してください。

意見提出に関する注意事項等

1. 書式は自由ですが、提出される書式には、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体については、所在地、名称、代表者の氏名)を記載してください。神戸市内にお住まいの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方や市内の学校に在学中の方は事業所等又は学校の

名称及び所在地を、市内に事業所等を有する個人・法人その他の団体は事業所等の名称及び所在地を記載してください。

2. 提出される書式には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」に対しての意見であることを明記してください。
3. 電話などによる口頭での意見提出の受付及び、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
4. いただいたご意見に対しては、ホームページにて市の考えを公表いたします。

個人情報の取扱いについて

1. 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所等の記載をお願いしています。
 - 1)提出された意見の内容を確認させていただく場合があるため
 - 2)意見提出手続は、「市民（市に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行なう手続であるため
2. 提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人及び法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
3. 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
4. ご意見・ご提案・住所・氏名・電子メールアドレス等につきましては、本市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。

別紙1

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二

条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生

活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課

後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を

有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適當と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に對して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に當たる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に對し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家

族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密

接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用について

は、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成二十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

別紙2

基準についての考え方

(平成25年12月25日付　社会保障審議会児童部会　放課後児童クラブの基準に関する専門委員会　報告書より)

○省令で定める基準に従って条例に規定するもの…「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

- ・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数

(省令第十条(第四項を除く。)及び附則第二条の規定による基準)

○省令で定める基準を参酌(さんしゃく)して条例に規定するもの…「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

- ・「従うべき基準」以外の基準が該当する。

別紙 3

神戸市独自基準

暴力団の排除

独自基準の概要と導入する理由	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」等の方針を具体化するため、放課後児童健全育成事業の運営に関し、暴力団員等の支配を受けないと定める。
現行の厚生労働省令における規定	規定はない。
規定の種類	—
条文の例	放課後児童健全育成事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者がその事業活動を支配するものであってはならない。

運営規程

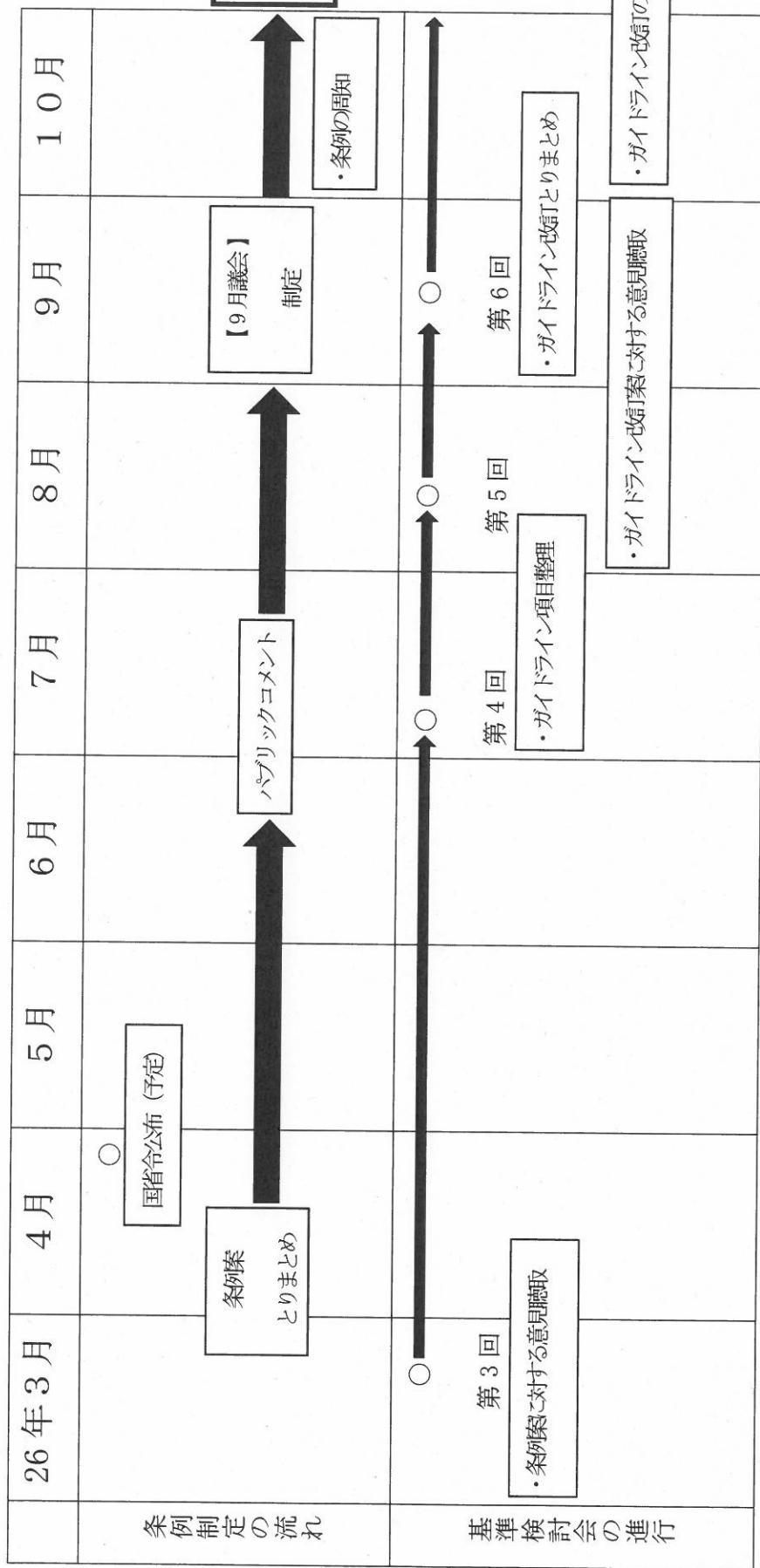
独自基準の概要と導入する理由	1人当たりの面積を適正に把握するため、運営規程に定めることが必要とされる「利用定員」を「放課後児童健全育成事業所の面積」に変更する。
現行の厚生労働省令における規定	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五 利用定員 六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要な事項
規定の種類	参照すべき基準
条文の例	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五 放課後児童健全育成事業所の面積 六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要な事項

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)と考え方

運営に関する基準		国の示す基準の主な内容			(注) 基準について、「従」は従うべき基準、「参」は参考すべき基準を示す。	
項目		基準	神戸市基準(案)	従	→国の基準どおり	独自基準に対する考え方
支援員数	①一の支援の単位につき支援員を二人以上配置する。ただし、一人を除き補助員にかえることができる。 ②利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。					
支援員の資格	①下記のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。 「保育士」「社会福祉士」「幼稚園、小学校等の教諭」「高等学校卒業等であり、かつ2年位以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」など。 ②研修を終了していないものには経過措置を設ける。	従	→国の基準どおり			
児童の集団の規模	①一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。	参	→国の基準どおり			
施設・設備	①生活の場並びに静養するための機能を備えた専用区画を設ける。 ②事業実施に必要な設備及び備品等を備える。 ③専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65m ² /人以上。	参	→国の基準どおり			
開所日数・時間	・開所日数 ①年間250日以上を原則とする。 ・開所時間 ①平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。	参	→国の基準どおり			

項目	国の示す基準の主な内容	基準	神戸市基準(案)	独自基準に対する考え方
運営規定	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>1 事業の目的及び運営の方針 2 職員の職種、員数及び職務の内容 3 開所している日及び時間 4 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 5 利用定員 6 利用事業の実施地域 7 通常事業の利用に当たつての留意事項 8 緊急災害対策 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他の事業の運営に関する重要な事項</p>	参	<p>5の「利用定員」とあるのは、「放課後児童健全育成事業所の面積」とする</p>	<p>これまでと同様、利用定員を設けず、必要とする家庭の児童ははすべて受け入れるよう取り組み、保護者が安心して就労することができるように支援していく。ただし、1人当たりの面積基準を常時下回ることのないよう、児童の環境改善に取り組んでいく。</p>
				<p>放課後児童健全育成事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの人者がその事業活動を支配するものであつてはならない。</p> <p>暴力団員等を排除する。</p>

条例施行に向けたスケジュール



学童保育の設備運営基準条例とガイドラインの関係について

・条例の位置づけ

学童保育を利用する児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身とともに健やかに育成されることを保障するための、設備運営に関する最低基準である。(省令第2条)

・ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは、児童福祉法や設備運営基準条例を踏まえて、学童保育の質の向上に寄与することを目的として、学童保育の設備運営等に関する具体的な取り組み内容や望ましい方向性を示す指針であり、運営主体の違いにかかわらず、放課後児童健全育成事業にかかわるすべての者が尊重するものである。

参考

基準の位置付け

(平成19年9月策定「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」より)

- この基準は、「“こうべ”の市民福祉総合計画2010」、「神戸市児童育成計画2010」及び「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」が目指す、放課後児童健全育成事業の充実について、管理・運営に関する具体的方向性を示すものである。

また、この基準に基づき事業を推進するにあたっては、「児童福祉法」、厚生労働省の要綱・通知等との整合性を図る。

- 市内のすべての放課後児童クラブに適用される基準であり、従って、公設・民設といった設置主体の違い、また、運営主体の違いにかかわらず、放課後児童健全育成事業にかかわるすべての者が尊重する基準である。

従って、行政、放課後児童クラブの設置主体・運営主体は、それぞれの立場で、この基準に基づき、放課後児童健全育成事業の充実を図っていくものである。

ガイドライン改訂にともなう項目整理一覧

(現)	(改訂後)
<ul style="list-style-type: none">○趣旨<ul style="list-style-type: none">・放課後子ども教室との連携○この基準の位置付け1. 放課後児童クラブの目的<ul style="list-style-type: none">・事業目的・対象児童2. 設置の基準<ul style="list-style-type: none">(1) 開設<ul style="list-style-type: none">①開設日②開設時間(2) 放課後児童指導員<ul style="list-style-type: none">①職務②資格等③労働条件④事業内容向上のための研修⑤指導員等の配置基準(3) 施設等<ul style="list-style-type: none">①児童が生活する場所<ul style="list-style-type: none">・確保するスペース・面積基準②設備<ul style="list-style-type: none">③ユニバーサルデザインへの配慮(4) 適正な人数規模3. 運営・管理<ul style="list-style-type: none">(1) 指導(2) 保健管理(3) 安全管理、危機管理<ul style="list-style-type: none">①安全管理②安全指導<ul style="list-style-type: none">・来所・帰宅時の安全確保③危機応対(4) 保護者との連携、保護者の参画	<ul style="list-style-type: none">1. 総則<ul style="list-style-type: none">(1) 放課後児童クラブの目的2. 設備・運営<ul style="list-style-type: none">(1) <u>対象児童【対象年齢】【保護者の状況】</u>(3) 開所日(4) <u>開所時間</u>3. 職員体制<ul style="list-style-type: none">(1) <u>従事する者の資格</u>(2) 労働条件(3) <u>配置基準 (対象児童の規模)</u>(4) <u>事業内容向上のための研修</u>4. 放課後児童支援員等の役割と職務<ul style="list-style-type: none">(1) 放課後児童支援員等の役割と職務の内容5. 施設等<ul style="list-style-type: none">(1) <u>確保するスペース【専用区画】【面積基準】</u>(2) 設備・備品<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインへの配慮6. 児童の育成・支援内容<ul style="list-style-type: none">(1) 指導(2) 保健管理7. 安全管理、危機管理<ul style="list-style-type: none">(1) 安全管理(2) 来所・帰宅時の安全確保(3) 危機応対(4) <u>衛生管理</u>8. 保護者との連携、保護者の参画<ul style="list-style-type: none">(1) 保護者との連携、保護者の参画

- (5) 学校等との連携
- (6) 関係機関との連携
- (7) 地域団体との連携
- (8) 情報の共有（職員間）

- (9) 保護者負担金
- (10) 会計管理
- (11) 個人情報の管理
- (12) 情報の公開
- (13) 規程類の整備
- (14) 要望・苦情への対応

4. 障害のある児童の受け入れ

- (1) 受け入れ
- (2) 指導員配置基準
- (3) 児童の交流
- (4) 研修
- (5) 学校、関係機関との連携

⇒

- 9. 学校・地域との連携
 - (1) 学校等との連携
 - (2) 地域団体との連携
 - (3) 関係機関との連携
 - (4) 放課後子供教室との連携（こどもひろば）

10. 運営管理

- (1) 会計管理
- (2) 個人情報の管理
- (3) 情報の公開
- (4) 規程類の整備
 - ・運営規程（保護者が支払うべき額）
- (5) 要望・苦情への対応

11. 障害のある児童の受け入れ

- (1) 受け入れ
- (2) 指導員配置基準
- (3) 児童の交流
- (4) 研修
- (5) 学校、関係機関との連携

各項目についての根拠規定等

項目	法令（児童福祉法等）	条例案（省令）	現ガイドライン	論点等
放課後児童クラブの目的	小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(第6条の3)	放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。(第5条)	放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものである。このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するよう計画、実施されなければならない。	
対象児童 【対象年齢】 【保護者の状況】	【対象年齢】 小学校に就学している児童（第6条の3）	小学校に就学している児童（第5条）	放課後児童クラブを必要とする就学児童で概ね10歳未満の児童状況に応じて、高学年児童も受け入れる。 その他、児童の生活環境や発達状況等からみて、受け入れが必要な児童も対象。	・対象年齢は、放課後児童クラブを必要とする小学校に就学している児童であるが、高学年の受け入れにあたっては、施設や受入態勢を整える必要があるため、これらが整うまでの間の対応や優先順位についてガイドラインに盛り込むかどうか。
	【保護者の状況】 保護者が労働等により昼間家庭にいないもの(第6条の3) 保護者の就労だけではなく、保護者の疾病や介護なども該当とする（社会保障と税の一体改革に関する特別委員会附帯決議）	保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（第5条）	保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童	・就労の状況に関する条件が定められていないため、施設により受入れに差異が生じているとの意見がある。就労の要件について一定の基準をガイドラインで定めるかどうか。 例「週3日以上、14時半以降：留守家庭であること」 ・午前中勤務で、学校休業日のみ学童保育を必要とする家庭の夏休みの利用についてどう考えるべきか。
開所日		一年につき250日以上を原則。 児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。(第18条)	平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。	
開所時間		小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業一日につき8時間以上を原則 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業一日につき3時間以上を原則 児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。(第18条)	平日は1日4時間以上、学校休業日等は1日8時間以上とする。 開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前9時から午後6時までを目安とする。 さらに、保護者等の労働などの実態に合わせてさらなる延長等も検討する。	・「小1の壁」といわれる開始時刻・終了時刻の延長についてどのように記載するか。 記載例 「開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後7時まで、学校休業日は午前8時から午後7時までを目安とする。 ただし、各事業所の実施時間については、保護者等の労働などの実態や利用希望を踏まえた上で、施設管理者等と十分に協議し決定するものとする。」

従事する者の資格	<p>条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定める。(第 34 条の 8 の 2)</p> <p>①下記のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。(第 10 条 3) 「保育士」「社会福祉士」「幼稚園、小学校等の教諭」 「高等学校卒業等であり、かつ 2 年位以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」など。 ②研修を終了していないものには経過措置を設ける。</p>	<p>放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、次のような資格保持者・経験者等が望ましい。</p> <p>ア. 厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」</p> <p>イ. 特別支援学校(盲・聾・養護学校)教諭(児童福祉施設最低基準第 38 条第 2 項第 4 号に該当する者を除く)、養護教諭及び栄養教諭免許保持者</p> <p>ウ. 障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に 2 年以上従事した者</p> <p>エ. 設置主体が定める研修を受講する者</p>	<p>・第 3 回検討会の意見を踏まえて、補助員の要件について記載してはどうか。</p> <p>記載例 「補助員は、放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、放課後児童支援員と同等の知識・経験を持った者が望ましい。」</p>
労働条件		<p>ア. 雇用</p> <p>運営主体は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程(就業規則、給与規程等)、雇用契約書等を整備する。</p> <p>また、指導員が経験、知識、指導力を發揮できるよう、安定的な雇用が図られるように努める。</p> <p>イ. 健康診断</p> <p>運営主体は、指導員について年 1 回健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>なお、これに係る経費については、設置主体が負担するものとする。</p>	
配置基準	<p>条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定める。(第 34 条の 8 の 2)</p> <p>支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上。ただし、その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、支援員のうち一人を除いた者または補助員が同一敷地内にある他の施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。(第 10 条)</p>	<p>ア. 施設長、またはその役割を果たす指導員 1 人を常勤で配置する。</p> <p>イ. 上記のアに加え、専任の指導員配置は次のとおりとする。</p> <p>(ア)児童数 19 人以下の場合は指導員 1 人以上</p> <p>(イ)同 20 人以上の場合は指導員 2 人以上</p> <p>ウ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。</p>	<p>・第 3 回検討会の意見を踏まえて、下記のとおり記載してはどうか。</p> <p>記載例 「ア. 施設長、またはその役割を果たす支援員 1 人を常勤で配置する。</p> <p>イ. 上記のアに加え、専任の支援員配置は次のとおりとする。</p> <p>(ア)児童数 19 人以下の場合は支援員 1 人以上</p> <p>(イ)同 20 人以上の場合は支援員 2 人以上</p> <p>(ウ)同 41 人以上の場合は支援員 3 人以上 (以降 同 40 人ごとに支援員 2 名追加する)</p> <p>ウ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた支援員の配置に努める。</p> <p>ただし、支援の単位ごとに 1 人を除き、補助員をもって代えることができる。」</p>

対象児童の規模（支援の単位）	一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下（第10条）		<p>・支援の単位が複数になるときの留意事項を追記してはどうか。</p> <p>記載例</p> <p>「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。なお、1つのクラブにおいて、複数の支援の単位が存在する場合、運営にあたっては、児童の情緒面や安全確保への配慮を十分に行うこと」</p>
事業内容向上のための研修	<p>常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。（第8条）</p> <p>事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（第8条）</p>	<p>設置主体は、指導員の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなどの条件整備に努める。</p> <p>なお、研修には、放課後児童クラブの目的、児童の発達・指導の基本、指導実技について修得できるプログラムを組み入れる。</p>	<p>・高学年受け入れについて、研修内容に追加する事項はあるか。</p>
支援員の役割・職務		<p>放課後児童指導員（以下「指導員」とする。）は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 児童の指導 イ. 行事の企画・実施 ウ. 保健管理 エ. 施設等の管理 (ア)環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理） (イ)安全管理、危機管理 オ. 保護者との連絡・調整 カ. 学校との連絡・調整 キ. 関係機関・地域団体等との連絡・調整 ク. 事業内容向上のための研修 ケ. その他 (ア)日誌などによる運営記録 (イ)職員会議 (ウ)諸経費の管理 ・情報の共有 ① 日誌などによる運営記録（出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつ内容等） ② 職員会議等 定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。 	<p>・従事する者の名称が「放課後児童支援員」となったことから、「指導」の文言について「支援」としてはどうか。</p>

確保するスペース 【専用区画】 【面積基準】	<p>【専用区画】 設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。 その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。(第 34 条の 8 の 2)</p>	<p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(第 9 条) 専用区画並びに設備及び備品等は、開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。(第 9 条)</p>	<p>児童が生活する場所として確保するスペース 児童の生活する場所として、安全、衛生を確保することはもとより、落ち着いて過ごす場所（読書・宿題をするスペース、おやつや昼食をとるスペース、体調不良時の休養スペース）と、活動的に過ごす場所（活発に集団遊びをするスペース、外遊びをするスペース）をそれぞれ確保することが望ましい。 なお、読書・宿題をするスペース、おやつや昼食をとるスペースは、放課後児童クラブの児童が専用使用する場所として確保し、児童の所持品を収納するためのロッカーとカーペットまたは畳等を備える。集団遊びをするスペースについては、児童館のように一般の児童との共用も可能とする。</p>	<p>・専用区画等についての考えが示されたため、下記のとおり記載してはどうか。</p> <p>記載例 「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（「専用区画」）では、安全、衛生を確保することはもとより、落ち着いて過ごす場所（読書・宿題をするスペース、体調不良時の休養スペース）と、活動的に過ごす場所（活発に集団遊びをするスペース、外遊びをするスペース）が必要である。また、支援の提供に必要な設備・備品等については、児童の所持品を収納するためのロッカー、カーペットまたは畳等を備えるものとする。 なお、専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専用であること。加えて、放課後児童クラブを利用しない児童とともに生活や遊びの時間を過ごすことは、児童の健全育成を図る観点から望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、こうした専用区画の運用も可能とする。」</p>
確保するスペース 【専用区画】 【面積基準】	<p>【面積基準】 児童一人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。(第 9 条 2)</p>	<p>公設（集団遊びをするスペースを含め、1 人当たり 2.31 m²以上）、民設（1 人当たり 1.98 m²以上）の確保を各々目指している現状を踏まえ、当面は、公設のように集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1 人当たり 2.31 m²以上を確保する。集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1 人当たり 1.98 m²以上を確保する。 今後、他の地方公共団体の基準や類似の施設の面積基準を考慮して見直しを行っていく。</p>	<p>・第 3 回検討会の意見を踏まえて、次のとおり記載してはどうか。</p> <p>記載例 「集団遊びをするスペース（遊戯室）を併せて整備する場合は、1 人当たり 2.31 m²以上、集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1 人当たり 1.98 m²以上の確保を目指して取り組んでいく。 また、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設（例えば、公園や運動場などの学校施設等）の積極的な活用をはかる。なお、活用にあたっては、施設管理者等と十分に協議を行う。」</p>	
設備・備品	<p>支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(第 9 条) 軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。(第 6 条)</p>	<p>ア. 生活に必要な設備 手洗い場、簡易な調理スペース（流し台、簡易な調理設備）、食器・おやつ等保管スペース、便所等 イ. 消防設備等 消防法等に基づく防災設備や非常警報設備 すべての児童にとって利用しやすい施設となるよう、手すり、スロープの設置などに努める。なお、複合施設に設置する場合は、1 階への設置が望ましい。 足洗い場やシャワーの設備を設けることが望ましい。</p>		

指導	<p>事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。(第 11 条)</p> <p>職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(第 12 条)</p> <p>(参考)</p> <p>児童福祉法第 33 条の 10</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 	<p>ア. 集団指導</p> <p>異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように指導する。また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。</p> <p>イ. 個別指導</p> <p>1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、指導する。そのために、家庭や学校との連絡を密にする。</p> <p>・指導内容</p> <p>ア. 余暇指導</p> <p>情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。放課後の解放感と活動性が発揮できるよう個別的、集団的に指導する。</p> <p>イ. 生活指導</p> <p>児童が、健全な社会活動を営む上での人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食の指導を行う。</p> <p>さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、指導を行う。</p> <p>ウ. 家庭学習指導</p> <p>児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように指導する。</p> <p>・指導計画の策定</p> <p>事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間計画、週間・日々の指導計画を策定する。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるように、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。</p> <p>ア. 年間指導計画</p> <p>前年度実績等を踏まえ、おおまかな年間スケジュール</p> <p>イ. 月間指導計画</p> <p>月例行事、季節行事など</p> <p>ウ. 週間・日々の指導計画</p>	<p>・従事する者の名称が「放課後児童支援員」となったことから、「指導」の文言について「支援」としてはどうか。</p>
保健管理		<p>ア. 児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察</p> <p>イ. 既往歴、持病、掛かりつけ病院・医院の把握</p> <p>ウ. 清潔な生活習慣を身につけさせる。</p> <p>エ. 応急処置のための医薬品等の常備</p> <p>オ. 職員も、健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。</p>	

安全管理・危機管理 (来所帰宅時 の安全確保含む)	<p>利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(第 21 条)</p> <p>利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(第 21 条)</p> <p>非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。(第 6 条)</p> <p>避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。(第 6 条)</p> <p>事故・事件の発生を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。</p> <p>① 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 施設・設備・遊具の安全点検 イ. 玩具・備品などの選択における注意 ウ. 屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認 エ. 気象状況への注意 <p>② 安全指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 児童の個性の把握と目配り・声掛け イ. 行事等として実施 <p>おわりの会などでの指導、避難訓練、防犯・交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成</p> <p>ウ. 来所・帰宅時の安全確保</p> <p>学校・保護者との連絡を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確實に行い、来所の安全確認を行う。</p> <p>帰宅時は集団での帰宅を指導するか、保護者の迎えを要請するなどの方法で安全を確保する。</p> <p>このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」（平成 17 年 12 月・厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。</p> <p>③ 危機対応（通報・連絡、情報把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 保護者：緊急連絡先の把握 イ. 学 校：「近隣学校園通報システム」により、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。 ウ. 警 察：「ひょうご防犯ネット」も利用して情報把握に努める。 エ. 気 象：「ひょうご防災ネット」に登録するなど、警報発表状況の迅速な情報把握に努める。 	<p>・「事故・事件の発生を未然に防ぐとともに、<u>自然災害への適切な対応につなげるため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。</u>」としてはどうか。</p>
衛生管理	<p>構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設ければならない。(第 5 条)</p> <p>利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(第 13 条)</p> <p>事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第 13 条)</p> <p>必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない。(第 13 条)</p>	<p>・おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点について、盛り込むべきと考えるがどうか。</p>

保護者との連携・保護者の参画		<p>常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(第 19 条)</p>	<p>連絡ノート、個人面談を通じて、児童の性格や家庭状況の把握に努めるとともに、おしらせ（ちらし）、定期的な広報の発行、保護者会、行事への参加などを活用しながら、放課後児童クラブの取組みを説明し、保護者との信頼関係を築く。</p> <p>また、保護者がどれだけ正しく児童を理解しているかということや、子育てに対する悩みや不安等の把握に努め、必要な場合は、保護者を啓発したり助言したりする。</p> <p>さらに、保護者が参加できる活動を企画し、共に児童の育成に関わることができるように配慮する。</p>	
学校等との連携		<p>利用者の通学する小学校と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならぬ。(第 20 条)</p>	<p>学級担任や養護教諭等と定期的な連絡会等を通じて、児童の学校・放課後児童クラブでの生活態度や交友関係等についての情報交換を行う。また、学校行事への参加を通じて学校の指導方針等の理解に努める。</p> <p>さらに、近隣の保育所、幼稚園等と日頃から情報交換に努め、連携を図る。</p>	
地域団体との連携		<p>地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(第 5 条)</p>	<p>ふれあいのまちづくり協議会など地域の各種団体との連携を図る。</p> <p>校区の安全パトロールへの協力や、行事を通じた交流（児童の地域行事の参加、地域団体から放課後児童クラブの行事への参加等）を進める。</p>	
関係機関との連携（児童虐待への対応）	<p>児童福祉に業務上関係のある団体及び者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。（児童虐待防止法第 5 条）</p> <p>児童虐待の予防・防止・保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。（児童虐待防止法第 5 条）</p> <p>児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。（児童虐待防止法第 5 条）</p>	<p>市町村、児童福祉施設等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならぬ。(第 20 条)</p>	<p>緊急的、または重大な問題が発生したときに協力や援助を求める専門機関の警察、病院、こども家庭センター（児童相談所）との連絡体制を構築する。</p> <p>また、指導上問題がある児童・家庭については、区子育て支援室、教育相談所、主任児童委員等にも協力を求める。</p> <p>さらに、児童や保護者の様子等から児童が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに区子育て支援室、こども家庭センター（児童相談所）に連絡する。</p>	
放課後子供教室との連携（こどもひろば）			<p>平成 19 年度より、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の両事業は、放課後子どもプランとして連携を図りながら推進することとなっている。</p> <p>本市においても、両事業の連携を図りながら推進していく方針であるが、放課後子ども教室推進事業については、現在一部の小学校でモデル的な実施が始まったところであり、この基準においては、両事業の具体的な連携については触れていない。今後、放課後子ども教室推進事業の進捗に合わせて具体的に検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、放課後こどもひろばとして、学童保育と放課後子供教室の連携事業に取り組んでおり、下記のとおり記載してはどうか。 <p>記載例</p> <p>「地域社会の中で、すべての子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、学童保育と放課後子供教室の積極的な連携を図る必要がある。」</p>

		<p>適正な管理（収支等）に加え、定期的または隨時に会計報告、決算報告を行うとともに、監査等により確認を受ける。</p> <p>① 決算報告</p> <p>ア. 保護者負担金 保護者（会） イ. 神戸市委託料・補助金 神戸市 ウ. 運営経費全般 法人理事会、団体運営委員会、学童保育運営委員会、児童館運営委員会</p> <p>② 監査</p> <p>法人・団体内で会計監事が行うほか、行政監査を受ける。</p>	
個人情報の管理		<p>職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（第16条）</p> <p>事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。（第16条）</p>	<p>ア. 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月、厚生労働省）、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱う。</p> <p>イ. 正当な理由なく、事業により知りえた個人情報の外部への漏えい、又は不当な目的での使用の禁止を義務付け、さらに、滅失又は改ざん防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。</p>
情報の公開		<p>事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。（第5条）</p> <p>事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。（第5条）</p> <p>事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。（第15条）</p>	運営に関する情報の公開や発信に努め、運営委員会・広報等を通じて、保護者、地域に開かれた運営を行う。
規定類の整備		<p>事業者は、事業所ごとに、運営規程を定めておかなければならぬ。（第14条）</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤放課後児童健全育成事業所の面積 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>設置主体または運営主体は、各種法令を遵守した規程を整備し、運営主体はこれに基づいて適切な運営を行う。</p> <p>ア. 管理運営規程 イ. 労務規程（就業規則、給与規程等） ウ. 経理規程 エ. 倫理規程 （例）体罰の禁止、人権の尊重等 オ. 危機管理マニュアル （例）安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応等</p> <p>・「管理運営規程」を「運営規程」とする。</p>

【利用者の保護者が支払うべき額】	<p>利用料 放課後児童クラブの利用料について、公設で利用料を導入するに当たっては、サービスの向上等について、十分に検討する。 なお、保護者が利用料の全部または一部を負担できない場合は、減額や免除の制度を設けるように努める。</p> <p>おやつ代等 児童が直接利益を得る経費（おやつ代、遠足時の交通費、昼食代など）について、利用料とは別に負担を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準策定により 5 年経過し状況が変わっているため。利用料の記述は削除し、運営規程の記述の中で、下記の内容を記載してはどうか。 <p>記載例</p> <p>「なお、利用料とは別に、児童が直接利益を得る経費（おやつ代、遠足時の交通費、昼食代など）の負担を保護者に求める場合は事前に保護者への説明を行う必要がある。」</p>
要望・苦情への対応	<p>事業者は、利用者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。（第 17 条）</p> <p>事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。（第 17 条）</p> <p>事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。（第 17 条）</p>	<p>要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。</p> <p>苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしきみの構築に努める。</p>
障害のある児童の受け入れ	<p>(1) 受け入れ</p> <p>①決 定 障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、指導員の配置等に努め、受け入れに最大限の努力をする。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。</p> <p>②受け入れの進め方 放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。</p> <p>(2) 指導員配置基準 障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。指導員は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。</p> <p>(3) 児童の交流 様々な児童が一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。</p> <p>(4) 研 修 障害のある児童に対する指導・対応を充実させるために、指導員が受講する研修等の内容（専門的、実践的）や実施方法を工夫する。</p> <p>(5) 学校、関係機関との連携 個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、こども家庭センター、病院等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。</p>	